

# お金の「時効」に要注意。知らないで損に!

知らないきや損する

今回は、生活に関連するお金の時効についてです。時効とは、ある出来事、例えば購入代金の支払いとか、社会保険料や税金を納めるとか、給付の請求や税金の還付を受けるといった権利などが、一定期間経

給付の種類	時効消滅の起算日
療養費	療養を要した費用を支払った翌日
高額療養費	診療月の翌月1日(自己負担分を診療月の翌月以降に支払ったときは支払った日の翌日)
傷病手当金	労務不能であった日ごとにその翌日
出産手当金	出産のため労務に服さなかった日ごとにその翌日
出産育児一時金	出産日の翌日
埋葬料(費)	死亡した日の翌日(埋葬費は埋葬を行った日の翌日)

過すると、法的にその権利を失うということですから。つまり、請求できるのに何もしないで放っておくようなことは、法律上保護しないということです。

時効の年数はさまざまです。例えば、交通事故等の損害賠償や慰謝料などの請求は3年。健康保険料などの納付や給付は2年、給与の請求は2年、退職金の請求は5年、年金の給付請求は5年、所得税・住民税の納税や還付請求は5年、生命保険料は2年で失効となり、保険金請求の時効は3年です。

上記の納税の時効は5年ですが、納税は国民の義務です。国も地方自治体も納税を忘れないようにと納税書を送ります。しかし、納付しない人に、納めてくださいと送り続けることは、業務にも支障をきたします。そこで法律では時効5年と定めているわけです。「それなら納めなければよいのか」と早合点しないでください。督促状などを送る手続きを踏むことで時効を停止させたり中断させたりすることが可能です。

一方で、納め過ぎた税金の還付についても時効は5年ですが、還付金があった時期が5年間を超えていることが判明した場合は、時効が5年なので還付は受けられません。やはり、納税者としては、基本的な税金の計算方法ぐらいは、チェックすることも必要です。

また、時効では時効を計算する際の起算日があります。例えば、健康保険にはさまざま給付がありますが、時効は2年ですが、2年を計算する日(起算日)

は、給付の種類によって上表のように異なります。

介護保険では、介護保険料を納付できる期間は、介護保険法により2年と定められていて、その2年を過ぎると介護保険の場合は、納付ができなくなります。納付できず滞納すると、介護サービスを受ける時に、保険料の滞納期間に応じて一定期間、通常は利用者負担が1割または2割負担のところ、3割負担に引き上げられたり、高額サービス費(1ヵ月間の実質負担額が一定の基準を超えたとき、超過した分は払い戻される制度)等を受けることもできなくなります。介護保険料は、特に納め忘れないよう注意しましょう。

生命保険の請求に関しては、保険の約款で保険金や給付金の時効は3年となっています。しかし、例えば親御さん名義の生命保険で「保険金請求をし忘れていた」とか「契約があったことも知らず、整理していたら死亡保険の保険証券が出てきた」など、見つけた時に給付請求の時効の3年を過ぎていたとしても、あきらめずに保険会社に問い合わせましょう。生命保険は、やはり加入内容を家族や信頼できる知人などと共有しておくことが大切です。このように、生活に関連するお金の知識は知らないでソンすることがたくさんあります。



暮らしのマネープラン相談センター 所長  
サードファイナンスプランナー 高橋 昌子

いしかわ暮らしのマネープラン

## あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 …………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 …………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/>

●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00